

令和6年度大気常時観測局測定結果

(総括表)

近畿地方整備局管内における大気常時観測局の設置位置図



3. 1 測定結果一覧表

府県名	市町村	所在地	路線番号	観測局	事務所	令和5年度		令和6年度		備考
						NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	NO ₂ (ppm)	SPM (mg/m ³)	
大阪府	大阪市	港区市岡元町3丁目	43号	市岡元町局	大阪国道	0.042	0.031	0.038	0.031	
		西淀川区佃2丁目	2号	新佃公園前局	大阪国道	0.031	0.039	0.027	0.035	
		西淀川区御幣島一丁目	2号	歌島橋交差点局	大阪国道	0.037	0.038	0.036	0.040	
		西淀川区大野2丁目	43号	大和田西交差点局	大阪国道	0.036	0.038	0.034	0.039	
		西淀川区出来島2丁目	43号	出来島局	大阪国道	0.034	0.033	0.030	0.033	
兵庫県	神戸市	灘区味泥町	43号	岩屋交差点局	兵庫国道	0.037	0.029	0.034	0.031	
	尼崎市	東難波5丁目	2号	十間交差点局	兵庫国道	0.035	0.032	0.032	0.034	
		東本町4丁目	43号	東本町交差点局	兵庫国道	0.041	0.036	0.038	0.034	
		西本町3丁目	43号	五合橋局	兵庫国道	0.037	0.031	0.036	0.035	
		西本町5丁目16番	43号	西本町局	兵庫国道	0.036	0.030	0.032	0.035	
	西宮市	今津社前町	43号	西宮イタ交差点局	兵庫国道	0.034	0.030	0.031	0.034	
	芦屋市	浜芦屋町	43号	精道交差点局	兵庫国道	0.032	0.029	0.027	0.032	

1) 環境基準

- 二酸化窒素 (NO₂)

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
(日平均値の年間 98% 値と比較して評価する)

- 浮遊粒子状物質 (SPM)

1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であること
(日平均値の 2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が 2 日以上連続する場合は非達成)

3. 2 大阪市域

観測局		市岡元町局		新佃公園前局		歌島橋交差点局		大和田西交差点局		出来島局		環境基準	
項目＼年度		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6		
NO ₂	日平均値の年間98%値(単位: ppm)	0.042	0.038	0.031	0.027	0.037	0.036	0.036	0.034	0.034	0.030	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること 日平均値の年間98%値と比較して評価する	
短期的評価	日平均値の最高値(単位: mg/m ³)	0.038	0.060	0.078	0.127	0.061	0.120	0.075	0.112	0.038	0.061	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)	
	1時間値の最高値(単位: mg/m ³)	0.101	0.084	0.123	0.171	0.096	0.157	0.119	0.172	0.060	0.081		
SPM	長期的評価	日平均値の2%除外値(単位: mg/m ³)	0.031	0.031	0.039	0.035	0.038	0.040	0.038	0.039	0.033	0.033	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること 日平均値の2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)

- 注) 1. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号)「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.17 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。
 2. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25号)「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

3. 3 神戸市域

観測局		岩屋交差点局		環境基準
項目＼年度		R5	R6	
NO ₂	日平均値の年間98%値 (単位: ppm)	0.037	0.034	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間98%値と比較して評価する〕
短期的評価	日平均値の最高値 (単位: mg/m ³)	0.039	0.072	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1時間値の最高値 (単位: mg/m ³)	0.063	0.088	
SPM	長期的評価	日平均値の2%除外値 (単位: mg/m ³)	0.029	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成 (長期的評価)〕

- 注) 1. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S 53.7.11 環境庁告示第38号) 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S 53.7.17 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。
 2. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S 48.5.8 環境庁告示第25) 「大気汚染に係る環境基準について」(S 48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

3. 4 尼崎市域

観測局		十間交差点局		東本町交差点局		五合橋局		西本町局		環境基準
項目＼年度		R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	
NO ₂	日平均値の年間98%値(単位: ppm)	0.035	0.032	0.041	0.038	0.037	0.036	0.036	0.032	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間98%値と比較して評価する〕
短期的評価	日平均値の最高値(単位: mg/m ³)	0.037	0.062	0.069	0.108	0.039	0.109	0.038	0.068	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1時間値の最高値(単位: mg/m ³)	0.084	0.083	0.110	0.151	0.064	0.146	0.060	0.092	
SPM	長期的評価	日平均値の2%除外値(単位: mg/m ³)	0.032	0.034	0.036	0.034	0.031	0.035	0.030	0.035 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値と比較して評価するただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成(長期的評価)〕

- 注) 1. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号) 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.17 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。
 2. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25) 「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

3. 5 西宮市域・芦屋市域

観測局		西宮インター交差点局		精道交差点局		環境基準
項目＼年度		R5	R6	R5	R6	
NO ₂	日平均値の年間98%値(単位: ppm)	0.034	0.031	0.032	0.027	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること 〔日平均値の年間98%値と比較して評価する〕
SPM	日平均値の最高値(単位: mg/m ³)	0.038	0.066	0.038	0.070	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (短期的評価)
	1時間値の最高値(単位: mg/m ³)	0.062	0.085	0.181	0.085	
	日平均値の2%除外値(単位: mg/m ³)	0.030	0.034	0.029	0.032	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること 〔日平均値の2%除外値と比較して評価する ただし環境基準を超える日が2日以上連続する場合は非達成〕 (長期的評価)

- 注) 1. NO₂の環境基準は「二酸化窒素に係る環境基準について」(S53.7.11 環境庁告示第38号) 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(S53.7.17 環大企第262号環境庁大気保全局長通知)による。
 2. SPMの環境基準は「大気の汚染に係る環境基準について」(S48.5.8 環境庁告示第25) 「大気汚染に係る環境基準について」(S48.6.12 環大企第143号環境庁大気保全局長通知)による。

凡 例

1. 用途地域：都市計画法第8条に定める地域の用途区分であつて、「一住」、「商」等の略名は、次のことを意味する。

一住：第一種住居地域

準住：準住居地域

商：商業地域

近商：近隣商業地域

準工：準工業地域

調整：市街化調整区域

2. 数値の記載方法について

(1) 記載単位は、次のとおりである。

物 質 名	単 位
一酸化窒素 (NO)	
二酸化窒素 (NO ₂)	
窒素酸化物 (NO + NO ₂)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	ppm mg/m ³

(2) 数値の記載方法は、次のとおりである。

物 質 名	時間値(最高値等)	平 均 値 (月平均値、年平均値等)
NO		
NO ₂		
NO + NO ₂	小数点以下第3位まで記入する。	小数点以下第4位を四捨五入して、第3位まで記入する。
SPM		

(3) 百分率(%)で示す数値の記載方法は、小数点以下第2位まで計算し、四捨五入した上で第1位まで記入する。

例	計算値	記入値
	9.12%	9.1%